

新

高知県文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県文化財保存事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的、補助対象事業等)

第2条 県は、文化財を保存・活用するため、文化財の所有者若しくは管理者又は市町村(以下「補助事業者」という。)が行う文化財の保存に係る事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 略

(申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式から別記第3号様式までによるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、これらを別に定める期限までに市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。以下同じ。)を経由して高知県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

2 略

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付先に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第5条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む)が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を市町村教育委員会を経由して提出し、知事の承認を受けること。

ア～ウ 略

旧

高知県文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県文化財保存事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的、補助対象事業等)

第2条 県は、文化財を保存・活用するため、文化財の所有者、管理団体または市町村等が行う文化財保存事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

2 略

(申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、これらを別に定める期限までに市町村教育委員会を経由して高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

2 略

(交付の決定)

第4条 教育長は前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付先に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第5条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む)が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次に各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を市町村教育委員会を経由して提出し、教育長の承認を受けること。

ア～ウ 略

エ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が別に定める場合は除く。

(2) 知事は、前号の承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市町村教育委員会を経由して知事に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業者が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業者の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書（別記第5号様式）の提出を求めた場合、別に指示する日までに、市町村教育委員会を経由して知事に提出しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(7) 前号に掲げる財産につき、知事の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。

(8)～(10) 略

2 補助事業者が地方公共団体以外の場合には、前項第1号から第9号まで及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(2) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、20万円を限度として手持ちすることができること。

(3)～(5) 略

(概算払)

第7条 補助金の交付については、知事が補助事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

2 略

(実績報告書)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は県の会計年度終了日のいずれか早い日までに、別記第7号様式及び別記第8号様式により、市町村教育委員会を経由して知事に提出しなければならない。

エ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして教育長が別に定める場合は除く。

(2) 教育長は、前号の承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市町村教育委員会を経由して教育長に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業者が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業者の遂行が困難となった場合においては、速やかに、教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書（別記第5号様式）の提出を求めた場合、別に指示する日までに、市町村教育委員会を経由して教育長に提出しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が5.0万円以上の機械及び器具については、補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）第14条第1項第2号の規定により文部大臣が別に定める期間を経過するまでは、教育長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(7) 前号に掲げる財産につき、教育長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。

(8)～(10) 略

2 補助事業者が地方公共団体以外の場合には、前項第1号ないし第9号及び次の各号を遵守しなければならない。

(1) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(2) 補助事業に係る資金については、郵政官署又は確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、2.0万円を限度として手持ちすることができること。

(3)～(5) 略

(概算払)

第7条 補助金の交付については、教育長が補助事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

2 略

(実績報告書)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書は、補助事業完了の日から起算して3.0日以内又は県の会計年度終了日のいずれか早い日までに、別記第7号様式及び別記第8号様式により、市町村教育委員会を経由して教育長に提出しなければならない。

2・3 略

4 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第10号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(事業の実施)

第9条 交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合、補助金の交付を受けようとする者は、別記第11号様式により知事の承認を受けなければならない。

第1号様式から第11号様式まで

(様式中元号を削除)

(様式中宛名を高知県知事に改正)

(様式中文書番号を改正)

(第10号様式と第11号様式の順序入れ替え)

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成25年1月24日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。

2 本要綱の施行の際現に高知県教育委員会に対してされている改正前の本要綱に基づく申請は、知事に対してされた申請とみなす。

2・3 略

4 補助事業者は、第3条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第1.1.1号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(事業の実施)

第9条 交付決定前に着手する必要がある場合、補助事業者は別記第1.0号様式により、教育長の承認を受けなければならない。

第1号様式から第11号様式まで

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、平成9年度事業から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成25年1月24日から施行し、平成24年度事業から運用する。

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

別表第1

<文化財保存事業費補助金>

補助事業の種類	補助事業の内容	補助事業者	補助率等																																	
文化財保存事業	文化財保護法（昭和25年法律第214号、以下「法」という。）又は、高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号、以下「条例」という。）に基づき指定された文化財の保存上必要な事業（保存修理、防災施設整備・修理、伝承・公開、史跡等整備、天然記念物保護増強、伝統的建造物群保存地区保存など）	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>（1）法又は文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の規定により国の補助を受ける事業（以下「国庫補助事業」という。）については、表1のとおりとする。ただし、地方公共団体又は県が出資する法人が補助事業者である国庫補助事業については、補助の対象としない。</p> <p>なお、複数年にわたる国庫補助事業については、総額と年度ごとに計算した額との補助金に差が生じた場合は、最終年度に補助金を調整する。</p> <p>また、伝統的建造物群保存地区保存修理及び土佐のオナガドリ保護増強については、表2のとおりとする。</p> <table border="1"> <caption>表1</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">国庫補助率</th> <th colspan="2">県の補助率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>法人等</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%</td> <td>国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td>国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td rowspan="6">市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う²</td> </tr> <tr> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td>国庫補助額を除いた経費の1/3以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>85%</td> <td>1/3以内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人等とは、法人及び法人格を有しない文化財の所有又は管理団体（例：社寺の管理団体）をいう。</p> <table border="1"> <caption>表2</caption> <tbody> <tr> <td>①伝統的建造物群保存地区保存修理</td> <td>国庫補助対象経費の15%以内</td> </tr> <tr> <td>②土佐のオナガドリ保護増強</td> <td>県の認定する事業費の1/3以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2号様式及び第8号様式は、土佐のオナガドリのために定めた様式を使用すること。</p> <p>（2）国庫補助事業以外の事業については、県の認定する補助対象事業費の3分の1以内の額。ただし、文化財防犯対策に係る事業費については2分の1以内の額</p>	国庫補助率	県の補助率		備考	法人等	個人	55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う ²	60%			65%			70%			75%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内		80%			85%	1/3以内			①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内	②土佐のオナガドリ保護増強	県の認定する事業費の1/3以内
国庫補助率	県の補助率		備考																																	
	法人等	個人																																		
55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う ²																																	
60%																																				
65%																																				
70%																																				
75%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内																																			
80%																																				
85%	1/3以内																																			
①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内																																			
②土佐のオナガドリ保護増強	県の認定する事業費の1/3以内																																			
指定文化財管理事業	法に基づき重要文化財、重要有形文化財、史跡名勝天然記念物の維持管理の万全を期するために、所有者又は管理団体が行う次の事業（ただし、市町村所有の指定文化財にかかるものは除く。）であって、指定文化財管理費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び指定文化財管理費国庫補助取扱要項（平成元年12月1日文化財保護部長裁定）で補助対象事業として定めた事業 1）防災設備保守点検等 2）差し茅、防蟻防虫等小修理 3）名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 4）燻蒸、殺虫	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額。</p> <p>第2号様式及び第8号様式は、指定文化財管理のために定めた様式を使用すること。</p>																																	
ふるさとの文化遺産保存推進対策事業	県下の歴史的・文化的に貴重なふるさとの文化遺産等について、その保存活用を図るため実態調査を行う事業	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の3分の1以内の額で、1事業の補助金限度額を100万円とする。</p>																																	
地域文化財保存伝承活動事業	地域の文化財を大切に保存し、文化財に対する理解を広めるために、市町村が行う次の事業 1）案内板等設置事業（案内板、説明板、標柱等を設置し、又は修理する事業。ただし、国又は県指定となったものに限る） 2）記録保存事業（文化財を文章、録画、録音、その他の方法により記録する事業） 3）無形文化財等支援事業（法又は条例により指定された無形文化財・無形民俗文化財の公開、伝承、用具整備等の事業、又はこれを保存団体が行うことに対し市町村が補助する事業）	市町村	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額で、1事業の補助金限度額を30万円とする。</p>																																	

注：ふるさとの文化遺産保存推進対策事業を除き、補助対象とする文化財は、国または県指定に限る。

別表第1

<文化財保存事業費補助金>

補助事業の種類	補助事業の内容	補助事業者	補助率等																																	
文化財保存事業	文化財保護法（昭和25年法律第214号、以下「法」という。）又は、高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号、以下「条例」という。）に基づき指定された文化財の保存上必要な事業（保存修理、防災施設整備・修理、伝承・公開、史跡等整備、天然記念物保護増強、伝統的建造物群保存地区保存など）	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>（1）法又は文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の規定により国の補助を受ける事業（以下「国庫補助事業」という。）については、表1のとおりとする。</p> <p>なお、複数年にわたる国庫補助事業については、総額と年度ごとに計算した額との補助金に差が生じた場合は、最終年度に補助金を調整する。</p> <p>但し、伝統的建造物群保存地区保存修理及び土佐のオナガドリ保護増強については、表2のとおりとする。</p> <table border="1"> <caption>表1</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">国庫補助率</th> <th colspan="2">県の補助率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>法人等</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%</td> <td>国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td>国庫補助額を除いた経費の1/4以内</td> <td rowspan="6">市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う²ことを原則とする</td> </tr> <tr> <td>60%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td>国庫補助額を除いた経費の1/3以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>85%</td> <td>1/3以内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人等とは、法人及び法人格を有しない文化財の所有団体（例：社寺の管理団体）をいう。</p> <table border="1"> <caption>表2</caption> <tbody> <tr> <td>①伝統的建造物群保存地区保存修理</td> <td>国庫補助対象経費の15%以内</td> </tr> <tr> <td>②土佐のオナガドリ保護増強</td> <td>県の認定する事業費の1/3以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、第2号様式及び第8号様式は、土佐のオナガドリのために定めた様式を使用すること。</p> <p>（2）国庫補助事業以外の事業については、県の認定する補助対象事業費の3分の1以内の額。ただし、文化財防犯対策に係る事業費については2分の1以内の額</p>	国庫補助率	県の補助率		備考	法人等	個人	55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う ² ことを原則とする	60%			65%			70%			75%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内		80%			85%	1/3以内			①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内	②土佐のオナガドリ保護増強	県の認定する事業費の1/3以内
国庫補助率	県の補助率		備考																																	
	法人等	個人																																		
55%	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	国庫補助額を除いた経費の1/4以内	市町村が県と同率以上の補助を行う場合に補助を行う ² ことを原則とする																																	
60%																																				
65%																																				
70%																																				
75%	国庫補助額を除いた経費の1/3以内																																			
80%																																				
85%	1/3以内																																			
①伝統的建造物群保存地区保存修理	国庫補助対象経費の15%以内																																			
②土佐のオナガドリ保護増強	県の認定する事業費の1/3以内																																			
指定文化財管理事業	法に基づき重要文化財、重要有形文化財、史跡名勝天然記念物の維持管理の万全を期するために、所有者又は管理団体が行う次の事業（ただし、市町村所有の指定文化財にかかるものは除く。）であって、指定文化財管理費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）及び指定文化財管理費国庫補助取扱要項（平成元年12月1日文化財保護部長裁定）で補助対象事業として定めた事業 1）防災設備保守点検等 2）差し茅、防蟻防虫等小修理 3）名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 4）燻蒸、殺虫	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額。</p> <p>第2号様式及び第8号様式は、指定文化財管理のために定めた様式を使用すること。</p>																																	
ふるさとの文化遺産保存推進対策事業	県下の歴史的・文化的に貴重なふるさとの文化遺産等について、その保存活用を図るため実態調査を行う事業	市町村又は文化財を所有若しくは管理する者	<p>県が認定する補助事業費の3分の1以内の額で、1事業の補助金限度額を100万円とする。</p>																																	
地域文化財保存伝承活動事業	地域の文化財を大切に保存し、文化財に対する理解を広めるために、市町村が行う次の事業 1）案内板等設置事業（案内板、説明板、標柱等を設置し、又は修理する事業。ただし、国又は県指定となったものに限る） 2）記録保存事業（文化財を文章、録画、録音、その他の方法により記録する事業） 3）無形文化財等支援事業（法又は条例により指定された無形文化財・無形民俗文化財の公開、伝承、用具整備等の事業、又はこれを保存団体が行うことに対し市町村が補助する事業）	市町村	<p>県が認定する補助事業費の2分の1以内の額で、1事業の補助金限度額を30万円とする。</p>																																	

注：ふるさとの文化遺産保存推進対策事業を除き、補助対象とする文化財は、国または県指定に限る。